

後達は人なげにせずといはれしを懐疑の意に又取らざらん。眠る暇もなき後達に及つては
 東京市の幹部共と違つて一級ウロウを他へ移すも惜しい。今や金くからし果てた秩正の
 東京市の幹部に對する階級的義務と、少くも年次甲付けは金と階級の階級にあり
 後達のカルシアの第勤と牽制し以て後達の年次と階級の年次をたしめ人かたひである。
 金と階級の階級を為し給ふ、
 後達の年次とし金と階級の階級をたしめ、
 後達の階級とし金と階級の階級をたしめ、
 昭和四年四月八日

岡本が金と階級の階級を
 金と階級の階級を
 金と階級の階級を
 昭和四年四月八日

勞秘第七二一號

昭和四年四月八日

警視總監 宮田光雄

4. 5. 9
516

寫

内務大臣望月圭介殿

社會局長官殿

京都大阪神奈川各府縣知事殿

東京朝日新聞專賣所勞働爭議ニ関スル件(第九報)

要旨ハ、右月監理所倒ニ於テハ別段ノ行動ナシ

七、四月七日早朝新聞運轉ノ自働車ニ對シ床屋ヲ打掛ニ逃走セシ者ヨリ爭議團
 ヲリ被疑者檢挙取調中

標記勞働爭議既報後ノ狀況尤記ノ通ニ有之